

第2節 地震災害予防対策の推進

関係機関	公民協働推進室、産業振興室、建築・開発指導室、建築住宅室、都市整備室、土木維持管理室、消防本部、各施設所管課
------	--

市は、地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の推進、安全性の指導に努めるなど、次の対策を推進する。

第1 地震防災対策の推進

市は、府が作成した新・地震防災アクションプランに基づき、必要となる地震防災対策を推進する。

第2 建築物の耐震対策の促進

市は、「和泉市耐震改修促進計画」に基づき、昭和56年に新耐震基準（建築基準法）が施行される以前に建てられた建築物を中心に、耐震診断及び必要な耐震改修の推進に努める。また、建築物の新築に際しても防災上の重要度等に応じた耐震対策を実施する。

1 建築物の耐震化の推進

市は、地震による建築物の倒壊等の被害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、市内建築物の耐震診断及び改修を促進することにより耐震性に対する安全性の向上を図る。

（1）公共建築物の耐震化

ア 公共建築物について、速やかに耐震診断を実施するとともに、その結果を公表する。また、診断結果に応じ、各々が定める計画に基づき耐震改修の計画的な実施に努める。

イ 公共住宅について、計画的な建替事業を推進するとともに、オープンスペース等の一体的整備に努める。また、耐震診断を実施し、必要に応じ耐震改修の実施に努める。

ウ 公共建築物の建築にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。

エ ブロック塀等の安全対策、天井等の2次構造部材の脱落防止対策を図る。

オ 指定避難所等について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

（2）民間建築物の耐震化

ア 住民及び建物所有者が、自主的に耐震化へ取り組むことを基本とし、その取り組みをできる限り支援する。また、府と連携し、地域の防災訓練等あらゆる機会を捉え、きめ細かな地域密着型の「草の根」啓発活動を行うとともに、町会・自治会等、登録事業者、行政が一体となって、「まち」単位での耐震化に取り組む「まちまるごと耐震化支援事業」など民間連携等の施策を展開し、普及啓発を行う。さらに、所有者の負担軽減のため、特に耐震化率の低い木造住宅を対象に耐震診断、設計、改修及び除却補助を実施するとともに、相談体制の充実や、安心して耐震化できる情報提供など、耐震化の阻害要因を解消又は軽減するため、施策を総合的に展開して、民間建築物の耐震化を促進する。

イ 病院、店舗、ホテル等の不特定多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物のうち大規模なもの等、耐震診断が義務付けられた大規模建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。また、特定既存耐震不適格建築物（一定規模以上の病院、店舗、ホテル等不特定多数の人が利用する建築物）等の所有者に、必要に応じて耐震診断や必要な改修の指導・助言、指示等を行い、進行管理に努める。

ウ ブロック塀等工作物の安全化や安全な住まい方等を含め、耐震に関する知識の普及啓発に努める。

エ 市は、施設管理者に対し、非構造部材の脱落防止等の落下物対策等の促進を図る。

第4 土木構造物の耐震対策等の推進

土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策等を推進する。

1 基本的考え方

(1) 施設構造物の耐震対策にあたっては、次の地震動とともに考慮の対象とする。

ア 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動

イ 発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動

(2) 構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また、高いレベルの地震動に対しても人命に影響を与えないことを基本的な目標とし、市の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に則した耐震対策を実施する。

(3) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。

(4) 既存構造物の耐震補強にあたっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。

(5) 軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

2 鉄軌道施設

事業者は、高架橋・トンネル・駅舎等の耐震対策を実施する。

3 道路施設

(1) 道路の防災補修工事

道路の法面及び路体等の調査を行い、道路の防災補修工事が必要な箇所については、その対策工事の推進を図る。

(2) 橋梁等の整備

橋梁等の耐震性の向上を図るため、橋梁の耐震基準「道路橋示方書」により定期的に地震に対する安全性について点検を実施し、必要に応じて補修等対策工事を行う。

(3) 横断歩道橋の整備

震災時において横断歩道橋が落下等により交通障害物となることを防止するため、横断歩道橋について、耐震点検調査を実施し、必要に応じて整備する。

4 河川施設

河川・水路の決壊等による水害の未然防止を図るため、堤防、護岸などの河川構造物を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、府と協力して耐震性の向上に努める。

5 農業用施設

(1) 耐震性調査・診断

市は、ため池管理者と連携して、ため池等農業用施設の耐震性調査・診断を計画的に実施する。

(2) 耐震対策・統廃合

想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、「土地改良施設耐震対策計画（平成19年1月）」に基づき計画的に耐震対策を実施する。また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。

第5 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

府は、市町村をはじめ防災関係機関等と協力し、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図っている。

市は、この地震防災緊急事業五箇年計画を中心として、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図る。計画対象事業は、次のとおりである。

- 1 避難地
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- 5 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設又はヘリポート
- 6 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- 7 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 8 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 9 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 10 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 11 7～10までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- 12 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- 13 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- 14 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- 15 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- 16 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- 17 負傷者を一時的に受入れ及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- 18 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- 19 1～18に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

資料編 ○ 2－21 和泉市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱